

第40回（平成29年6月30日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、全委員の御出席に加えまして、本年3月より専門委員に着任をされました大島専門委員が御出席でございます。

始めに、大島専門委員を御紹介申し上げます。

大島専門委員は、出光興産株式会社で、長年にわたって国際渉外案件に携わっていた御経験がございます。また、個人情報保護を取り扱う民間企業のビジネスの実情にも精通をしております。

専門委員として、海外の個人情報保護制度や執行状況等の専門事項について調査を行っていただいております。

それでは、大島専門委員から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大島専門委員 皆さん、おはようございます。

今、御紹介いただきました大島でございます。3月3日付で専門委員の委嘱を頂戴いたしまして、活動しているような次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○福浦総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の会議の進行につきまして、堀部委員長にお願いをいたします。

○堀部委員長 ただいま御挨拶いただきました大島専門委員は、福浦課長からも紹介がありましたとおり、国際関係の専門事項について調査を行っていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第40回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

大島専門委員からは、最初の議題1「EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について」を御説明いただきます。

どうぞ、お願いします。

○大島専門委員 改めまして、よろしくお願いいたします。

日EU間の個人データの移転についてということで、互いの個人情報保護制度に関する理解が進んでいると理解しております。こうした状況を踏まえまして、EU加盟国のデータ保護機関、いわゆるDPA等と面談しております。我が国の個人情報保護制度や当委員会におきます執行状況について説明いたしますとともに、訪問国におきます個人情報保護への取組について情報収集を行っている次第でございます。

本年、平成29年1月以降これまでに、12カ国のDPA等と面談をしております。英国につきましては、DPAのみならず、制度を所管しております文化・メディア・スポーツ省とも面談をさせていただいております。

この12カ国のうち、フランスにつきましては熊澤委員に対応していただいております。また、ベルギーとルーマニアにつきましては岡本企画官が対応しているような状況であり

ます。

いずれのDPAも、独立機関である私どもPPCの設立と活動を歓迎して、好意的に迎えていただけてまいりました。例えば、当委員会の29条作業部会の参加希望に対しましては、手紙を出すことができるということをお話しいただいた国もございます。

また、スペインからは、訪問後に、関係ができたことを機会にして、共同で取り組んでいこうではないかというような御提案を頂いている次第であります。

各国の状況については、今、紹介しましたお手元の資料に取りまとめておりますが、気づきと申しましょうか主な点を幾つか述べさせていただきたいと思っております。

各国DPAの体制としましては、日本と異なり、多くが執行のみです。制度は別の行政機関が所管しているような次第です。ドイツ、フランス、ルーマニアについては、DPAは制度も所管しております。

また、各国DPAの職員体制は、かなりの規模を有していると言ってよろしいかと思っております。具体的な執行状況につきましては様々でして、お話を伺う限り、活動内容は各国の特色が反映されているかと思っております。

内閣との関係とか予算の観点から言いますと、DPAの独立性については制度的な違いがあるかと思っております。

一方で、日本の制度に対する認識としましては、多くの国が、日本の個人情報保護制度について高い関心を持っていると表明し、特に認定個人情報保護団体制度に対して、高い評価を頂いたものと理解しております。

EUとの対話を始めとします個人情報保護委員会の国際的な取組につきましても、評価する意見を聞いております。

また、日本の個人情報保護委員会との執行協力に、積極的に関心を示した国もございました。

総じて、各国のDPAとも矜持を持って活動している様子が印象的でございまして、中には厳しい財政状況の中、懸命に頑張っている状況も伺えた次第です。

一連の出張の中で、経済界とも面談させていただきました。GDPRの対応に苦慮しているという空気が感じられた次第です。

また、EUからの離脱を表明しているイギリスにつきましても、日本との関係を強化したいという強いメッセージを頂戴してまいりました。日本、イギリス間の連携は極めて重要であり、具体的な連携について議論を進めていくことに前向きな姿勢を感じられた次第です。

なお、EU離脱後のイギリス国内法につきましても、GDPRと同様の体系を法制化する予定との見解が明らかにされております。

詳細はお手元の資料をご覧くださいとしまして、私どもとしましては、引き続き、欧州各国のDPAあるいは制度について調査を進め、欧州委員会司法総局あるいは各国DPAとの対話を深めながら、様々な機会を捉えて、意見交換、情報共有を行ってまいりたいと

考えている次第でございます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 大島専門委員におかれましては、大変に飛び回っていただきまして、本当にお疲れ様です。

前回6月16日の委員会で、個人情報保護法第24条に基づく外国指定に当たったの判断基準を盛り込むことを検討している項目として、相手の機関が必要な執行態勢を確保しているとあります。仮にEUを指定する場合には、執行態勢についてしっかり確認をしていく必要がある。あと、今後も執行をやっていくことに関しては、連携がきちんをとれる態勢を先方が持っているかは、非常に重要なことかと思えます。

そういう意味で、今回、EU各国、まだ残り半分以上残っているというのがありますが、全ての各国のデータ保護機関との調査といいますか研究あるいは連携を深めることをやっていくことが重要かと思えますので、引き続き取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 この度は、短期間でいろいろと各国を回っていただきまして、本当に御苦勞様でした。

非常に有意義であったなと思うのは、今までも日本としても交流はあったと思うのですが、この度この委員会ができて、制度も変わったということで、かなり包括的に日本の方針を御説明いただけましたと思えます。その中で、認定個人情報保護団体制度について、我が国の特徴的な制度であることから、評価と関心を頂いたことを確認できたことも、大変意義があったのではないかと考えております。

今後も、各国の制度とか監督手法については、こちらからまず情報を開示しないと、なかなか向こうからも実のある話をいただきにくいということもあるでしょうから、それぞれ異なる特色があって、お互い参考になる点はどういう点があるのかということ、引き続き情報交流を図って、様々な監督手法の向上などにつなげていけるようにしたいと思います。

ありがとうございます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

日本とEU相互の個人データの円滑な移転問題につきましては、当委員会でも昨年7月29日と11月8日に、どう取り組んでいくかということについて決定をしております。

それにのっとりまして、これまでも対話を進めてきておりますが、ただいま大島専門委員からもありましたように、実際にこういう形で各国のデータ保護機関と話し合っていた

できますと、それぞれの実態も分かりますし、また、日本に対する期待も大きいところがありますので、こうしたことを引き続き進めていきたいと思えます。

そういうことで、どうもありがとうございました。大島専門委員はここで御退室されます。

○大島専門委員 ありがとうございます。失礼いたします。

(大島専門委員退室)

○堀部委員長 次に議題2「情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしく願いいたします。

それでは、資料2をご覧ください。

まず(1)でございますが、番号法第9条第2項の「条例で定める事務」、いわゆる独自利用事務につきましては、法定事務に準じるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、他の機関と情報連携することが可能とされております。

(2)のとおり、委員会では、これまで情報連携の対象となる独自利用事務の事例を4回にわたって決定し、33の事例を公表してまいりました。

(3)が今回お諮りする事項でございます。今回、地方公共団体から独自利用事務の事例について追加要望がございましたので、この33事例のほかに、こちらに掲げるとおり対応いたしたいと考えております。

まず、2つの事務について、新たな事例として追加をいたします。

1つ目が「妊産婦の医療費助成に関する事務」、もう一つが「私立中学校等修学支援に関する事務」でございます。この2つの事例につきましては、平成30年7月の連携開始を予定して、今後システム上の対応等を進めてまいります。

また、その次に3つ事務を掲げてございます。

- ・地域リロケーション住宅に関する事務
- ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第3項の規定に基づき地方公共団体が独自に家賃減額を行う事務
- ・障害者(児)の保護者への手当の支給に関する事務

これらにつきましては、既存の事例の対象範囲に含まれるものでございますけれども、そのことを明確化するために記載を改めたいと思っております。

別添1に新たに追加する事例、別添2に事例の記載を改めるものを掲げております。また別添3に、独自利用事務の事例一覧を掲げてございます。

資料の説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 これまで独自利用事務につきましては、地方公共団体の要望に対して非常に

細かく対応をしてきましたのでよかったです、これからも出てくる可能性がありますので、利用促進を図っていくことが非常に大事だと思います。それと同時に、要望に迅速に対応する形で、信頼できる委員会ということを経済自治体に対してもアピールをしていただきたいと思っています。

それから、一番大事なことは住民対策なのですけれども、マイナンバー制度、マイナンバーカードの利便性について、非常に便利になる、便利なものなのだとすることをアピールして、少しでも普及していく必要があると思いますので、こういうことをやっていますよということを自治体と協力しながら、住民対策としても広く宣伝していく努力をしていただきたいと思っています。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○事務局 独自利用事務は、ほとんどが行政サービスの支給に係る申請に伴うものでございますので、その申請時の添付書類、住民票や税の証明書といったものを削減するなど、目に見える形で利便性の向上につなげていきたいと考えております。

○阿部委員 今後の対応としてはそれでいいのですけれども、現場で、実際に情報連携の適用を受ける人数は余り多くないのですね。それだけに、こういう制度があるのですよ、ここは拡大する余地があるのですよということもあわせて、よく周知を図る必要があると思いますので、その辺をよろしくお願いします。

○事務局 しっかり取り組んでまいります。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

この独自利用事務の活用推進によりまして、マイナンバー制度の導入のメリットが明確になってきます。最初の制度設計のとき情報連携ということはどうするかということについていろいろ議論をいたしました。それが、このような形で実現することになりましたけれども、制度のメリットを実際に実感していただけるように、これからも当委員会と地方公共団体とが連携して取り組んでいきたいと思っています。

今後とも、事務局においてもよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議題3「情報提供ネットワークシステムに記録される情報照会結果等の報告について」につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題3について説明させていただきます。

資料3をご覧ください。本件につきましては、平成29年7月に開始を予定しております情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携におきまして、特定個人情報適切に取り扱われているかを把握するため、マイナンバー法第35条第1項の規定に基づきまして、情報連携開始後、当該システムで管理している情報について、総務大臣に対して包括的に報告を求めるものになります。

「(1) 報告を求める事項」としましては「①情報照会結果」と「②通常では想定されない情報照会が行われた場合の、当該情報照会に係る情報」について、報告を求めることとしたいと考えております。

報告時期につきましては、「①情報照会結果」につきましては日次で報告いただき、「②通常では想定されない情報照会が行われた場合の、当該情報照会に係る情報」につきましては、随時に報告してもらうこととしたいと考えております。

なお、報告いただく情報には、個人番号に該当する符号を含まないものを報告してもらうこととしておりますが、委員会として、符号を含む情報が必要な場合は、当該符号を含んだものを随時に報告してもらうこととしたいと考えております。

本日、委員会として御了解を頂ければ、総務省に対して文書にて報告を求めることとしたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

御質問がありませんので、事務局からの説明のとおり、マイナンバー法第35条第1項の規定に基づき報告を求めることとなります。そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

次に、議題4「その他」です。

「特定個人情報保護評価の実施時期に関する協議について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針第6の1(1)イにおいて、委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の実施時期は、システムの要件定義の終了までに実施することが困難な場合、委員会とあらかじめ協議の上、決定できるとされています。

これに基づき、社会保険診療報酬支払基金と全国健康保険協会から協議依頼が提出されましたので、説明いたします。

1件目は、社会保険診療報酬支払基金が評価を実施する医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務の全項目評価書です。

支払基金では、特定個人情報を取り扱う事務として、医療保険者等から委託を受け、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供等を行うこととしております。

この医療保険者等のうち、全国健康保険協会、健康保険組合等から委託を受ける事務は、平成28年4月に評価を実施済みですが、今回は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の各共済から委託を受ける事務が追加されるため、評価を行うものです。

今回追加する事務では、支払基金が運営する医療保険者等向け中間サーバー等を改修することになりますが、情報連携に向けて十分なテスト期間を確保するため、原則、5月下

旬の要件定義終了までに評価を実施する必要がありました。しかしながら、共済組合との調整等に時間を要したため、要件定義の段階で評価を実施することが困難となり、9月上旬以降から開始されるプログラミングの前に評価を実施することとしたものです。

このため、6月13日付本営法000044にて、特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されております。

2件目は、全国健康保険協会が評価を実施する全国健康保険協会における健康保険の資格適用及び保険給付に関する事務の全項目評価書です。

協会では、主に中小企業に勤める方を対象とした健康保険制度である協会管掌健康保険に関する事務を行っており、平成28年に実施した評価に基づき、資格の適用や保険給付などに関する事務で個人番号を利用しています。

この資格の適用に関する事務では、健康保険被保険者の個人番号を、平成29年2月より日本年金機構から電子記録媒体で入手する事務を既に行っていますが、今回は、平成30年3月より専用回線で入手する事務が追加されるため、評価を行うものです。

今回追加する事務では、日本年金機構のシステムと接続するためのシステムを改修することになりますが、10月からの運用テスト開始に向け、原則、7月の要件定義終了までに評価を実施する必要がありました。しかしながら、7月の情報連携開始に向けた準備等に時間を要したため、要件定義の段階で評価を実施することが困難となり、9月上旬以降から開始されるプログラミングの前に評価を実施することとしたものです。

このため、6月23日付協企発第170623-011号にて、特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されております。

以上のとおり、支払基金及び協会が実施する特定個人情報保護評価の実施時期について、要件定義終了までに一連の評価の手続が終了しないことから、プログラミングの開始前に実施することで差し支えないか、お諮りさせていただきたいと思っております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御発言がありませんので、両機関の特定個人情報保護評価につきましては、プログラミング開始前の適切な時期に実施することで差し支えないこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、両機関に対しまして、その旨、事務局からお伝えください。

○事務局 両機関に対して伝えます。ありがとうございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備ができ次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回の委員会ですが、現在調整中でありますので、決まり次第、改めて御連絡を差し上げます。

本日の資料については、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、以上でございます。誠にお疲れさまでございました。ありがとうございました。